特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、国民健康保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年8月26日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の内容	Ⅰ　国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）に基づく、国民健康保険に係る資格、保険料の賦課・徴収及び給付等に関する事務。 1　資格（被保険者）情報の管理に関する事務 （1）住民異動による資格取得・喪失届の受理、確認、被保険者又は世帯主の氏名変更、世帯変更に関する変更届の確認 （2）被用者保険の喪失による資格取得、被用者保険への加入に伴う資格喪失届の受理、確認 （3）住民記録業務への被保険者の国民健康保険資格情報の連携（住民基本台帳法第7条） （4）被保険者証（兼高齢受給者証）の交付申請受理、確認及び交付 （5）福祉、保健事務への国民健康保険資格情報の連携 （6）被保険者資格情報・異動情報の国民健康保険団体連合会との連携 2　保険料の賦課・徴収管理に関する事務 （1）保険料の算定のための所得の把握 （個人住民税（所得情報）の把握（当該課税年度の1月1日に住所を有していた市区町村への所得情報確認（情報提供ネットワークシステムを通じた照会）） （2）保険料の賦課 （3）保険料の徴収方法の検討、決定（特別徴収に係る調査等） 決定した特別徴収対象者の情報を市民税課（個人住民税特別徴収）への通知 （4）特別徴収の対象となる年金保険者情報の国民健康保険団体連合会への通知（介護部局を経由して通知する） （5）保険料決定（更正）通知書等の通知 （6）保険料の減免、納付猶予等の申請受理及び判定 ※軽減・減免の確認のため、以下の情報を情報提供ネットワークシステムから照会 ・被用者保険の被扶養者の喪失年月日　（旧被扶養者に関する減免） ・雇用保険の受給資格、受給種別　（非自発的失業者に関する軽減）　等 3　給付管理に関する事務 （1）各給付申請の受理、確認 （2）申請内容についての審査、各世帯の所得状況に応じた給付（支給）額、負担限度額の決定・通知・支給 （3）療養費支給実績の国民健康保険団体連合会への送付 （4）国民健康保険団体連合会からのレセプト情報の受領・過誤・不当の確認 （5）国民健康保険団体連合会で算定した高額療養費(仮)情報の受領、高額療養費申請勧奨 （6）国民健康保険団体連合会からの医療費通知データの受領、被保険者への医療費通知の送付 4　保険料の徴収に関する事務 （1）保険料の賦課額に基づく収納事務 （2）保険料の口座振替手続 （3）保険料の還付又は充当事務 （4）納期限までに納付がない場合は、督促、催告事務 （5）納付証明書等の申請受付、発行事務

	(6)通知した保険料について、普通徴収(口座振替含む)又は特別徴収の方法で徴収 (7)財務会計への調定情報の報告 (8)滞納処分(差押え) (9)時効及び執行停止に起因する不納欠損処理 5 その他 (1)調整交付金資料、国民健康保険料に関する調査資料等の作成 Ⅱ 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 1 オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等

	事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。） (1)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 (2)オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満　2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満　4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険システム
	[資格管理] 1　資格異動管理機能 (1)住民の異動届出等により国民健康保険の資格異動及び資格に関する登録（資格の取得・喪失、世帯変更、世帯主変更、退職該当・非該当、修学中の学生の特例の該当・非該当、住所地特例の該当・非該当等）を行う。 2　前期高齢者管理機能 (1)前期高齢者（70歳以上、74 歳以下）の情報の管理を行う。 3　証の発行・回収機能 (1)次の証について、即時に個別又は一括で発行又は回収を行う。 被保険者証、資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証 4　滞納者対策機能 (1)保険料納付状況により、特別療養費の支給対象に切り替えするため、滞納対策の必要有無について管理を行う。 (2)証更新時に証の一括作成用データを作成しない国民健康保険加入世帯の管理を行う。 5　特定同一世帯所属者管理機能 (1)後期高齢者医療制度加入により資格喪失した被保険者の管理を行い、転出時に特定同一世帯所属者連絡票の発行を行う。 6　旧被扶養者管理機能 (1)旧被扶養者の管理を行い、転出時に旧被扶養者異動連絡票の発行を行う。

②システムの機能	7　非自発的失業者管理機能 (1)非自発的失業者の管理を行う。 8　国民健康保険団体連合会への報告データ作成機能 (1)被保険者情報等を報告するファイルの作成を行う。 9　産前産後期間相当分の保険料免除管理機能 (1)産前産後期間相当分の保険料免除の管理を行う [賦課管理] 1　所得資産管理機能 (1)個人住民税業務から提供を受けた所得情報及び他市町村からの所得照会文書や簡易申告書からの所得情報を、国民健康保険における所得情報として管理を行う。 2　当初賦課計算機能 (1)4月1日時点仮算定処理及び住民税額確定後に行う本算定処理にて、当該年度の国民健康保険料の賦課計算を行う。 3　賦課更正機能 (1)資格異動、所得異動に伴い、当該年度の賦課の更正を行う。 4　減免管理機能 (1)減免申請(所得激変(貧困)、災害等)による国民健康保険料の免除、減額の管理を行う。 5　納入通知書(再)発行 (1)暫定通知書、納入通知書、変更通知書の発行を行う。 6　特別徴収の決定機能 (1)65歳以上の納付義務者に対して年金天引き(特別徴収)の対象者の決定を行う。 (2)年金保険者へ送付する特別徴収各種データの作成及び特別徴収依頼・中止依頼情報の管理を行う。 (3)特別徴収実績情報を管理し、収納消込情報の収納システムへの連携を行う。 7　保険料の試算機能 (1)国民健康保険に加入した場合等の保険料の試算を行う。 8　保険料率設定機能 (1)年度毎にシミュレーション用及び賦課用の保険料率情報の設定を行う。 (2)保険料率決定のシミュレーションを行う。 [給付管理] ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。 1　レセプト情報等の取込み、審査機能 (1)国民健康保険団体連合会から送付されてくるレセプト情報を取り込み、レセプト情報と資格情報を突合させ、過誤・再審査チェックを行う。 (2)診療機関の誤りではなく住民の意図的な被保険者証の誤使用の場合は、不当利得へ情報の引継ぎを行う。 2　高額療養費管理機能 (1)国民健康保険団体連合会から受領した高額療養費情報の取込みを行う。または、国民健康保険団体連合会に委託しない場合、レセプト情報や療養費情報を元に高額療養費情報の計算を行う。 (2)計算した高額療養費情報を元に、該当被保険者への申請勧奨通知の発行、高額療養費支給決定、支給決定通知の発行、払込みを行う。

	支給決定通知の発付・払込みを行う。 3　療養費管理機能 (1)療養費支給申請又は柔道整復施術療養費支給申請により療養費支給決定を行う。 4　高額医療介護合算療養費管理機能 (1)国民健康保険団体連合会から受領した仮算定用介護分自己負担額情報を取り込むとともに、システム内の自己負担額情報からの仮算定を行い、仮算定結果から、該当被保険者に申請勧奨通知の発行を行う。 (2)国民健康保険団体連合会より受領した介護分自己負担額情報の取込みを行う。 (3)高額医療介護合算療養費支給申請により、高額医療介護合算療養費支給決定を行い、住民向けの支給決定通知の発付・払込みと保険者向け支給額計算結果連絡票の発付を行う。 5　出産育児一時金・葬祭費管理機能 (1)出産育児一時金、葬祭費支給申請により、支給決定を行う。 6　不当利得管理機能

	5 不当利得管理機能 (1)レセプト審査処理において、不当利得と判定された場合、医療費保険者負担金額の返還請求等の管理を行う。 [その他] 1　報告資料等の作成機能 (1)調整交付金資料、国民健康保険税の調べ等各種報告資料の作成を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（収納管理システム、滞納整理システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ、児童福祉システム、障害者福祉システム）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	1　賦課情報取込 (1)賦課情報登録機能 ・国民健康保険業務から、賦課情報を受け取り、収納情報に登録を行う。 ・更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。 2　収納 (1)消込機能 ・納付義務者又は各機関から納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 (2)還付、充当機能 ・還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、納税義務者へ充当通知書を通知する。 ・充当先がない場合、該当納税者に関する還付を行い、収納情報の更新を行う。 ※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムにより照会。 3　督促、催告機能 (1)納期限を過ぎても納付が行われていない納付者を抽出し、督促状の出力を行う。 (2)督促を実施しても納付が行われない納付者を抽出し、段階的に催告書の出力を行う。 4　口座振替管理機能 (1)納税者から口座振替に関する申込、変更、取消等を受け付け、金融機関へ照会等を行い、納付方法の登録、変更及び取消を行う。 5　滞納繰越 (1)滞納繰越機能 ・前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 6　発行 (1)証明書発行機能 ・納付証明書等の作成及び交付を行う。 (2)納付書再発行機能 ・納付書の再発行を行う。 7　照会 (1)収納情報照会機能

	(1)収納情報照会機能 ・該当の者に対する、賦課・収納情報の照会を行う。 8　会計資料作成 (1)収入日計表、収納月計表等の各種会計資料の作成を行う。

	個人番号：対象者を正確に特定するために保有（参照）する。 その他識別情報（内部番号）：当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号（以下、「宛名番号」という。）を保有する。 4情報：対象者を正確に特定し、被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報：世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報：高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。 雇用・労働関係情報：加入先社保の管理等を行うために把握する。 年金関係情報：資格事務を的確に行うために保有する。
③他のシステムとの接続	［ ○ ］情報提供ネットワークシステム　［　　］庁内連携システム ［　　］住民基本台帳ネットワークシステム　［ ○ ］既存住民基本台帳システム ［ ○ ］宛名システム等　［ ○ ］税務システム ［ ○ ］その他　（国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、収納管理システム、滞納整理システム、障害者福祉システ　）
システム3	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	1　滞納者登録機能 (1)収納情報を取り込み、調定額（課税額）、収納額、未納額、延滞金額及び滞納額により滞納者の管理を行う。 2　催告機能 (1)督促を促しても納付しない納税者に対して、催告書の出力を行う。 3　交渉経過等管理機能 (1)滞納者への催告書等（処分帳票含む。）発送履歴の管理を行う。 (2)納付者等との交渉経過の管理を行う。 (3)滞納者の滞納に対する、納付誓約及び分納誓約に伴う帳票を処理し、管理を行う。 (4)延滞金免除の申請を受け付け、審査結果の登録を行う。 4　処分機能 (1)財産調査 ・収滞納情報に基づき、各外部機関に財産に関する調査を行い、財産情報の登録を行う。 (2)滞納処分 ・財産が確認された滞納者に対し、差押を実施し、処分関連帳票の出力を行う。 ・本人及び第三債務者に対する、通知の出力を行う。 (3)交付要求 ・裁判所、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、交付要求を行う。 ・交付要求に伴い、関連帳票の出力を行う。 (4)換価事務 ・差押に伴う換価事務（取立て、配当及び充当）を行う。 ・換価事務に伴い、本人に対する帳票の出力を行う。 ・公売実施に伴う事務を行う。 ・公売実施に伴い、関連帳票の出力を行う。 (5)執行停止 ・所在不明、財産なし、資力なし等の徴収不能者に対して、滞納処分の執行を停止し、執行停止情報の登録を行う。 5　納付書再発行機能 (1)納付書の再発行を行う。 6　決算 (1)時効及び執行停止に起因する不納欠損処理を行う。

	7　照会 (1)納付義務者の死亡等に伴う戸籍及び住民票調査等を行う。 8　統計資料作成 (1)滞納者情報を集計し、必要なデータ抽出を行う。

③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 収納管理システム、国民健康保険システム　　）
システム4	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	国民健康保険関係事務を効率的に行うための被保険者情報を管理するため。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、収納管理システム、滞納整理システム、障害者福祉システム、児童福祉システム、児童手当システム、生活保護システム、子ども・子育て支援システム、乳幼児医療助成システム、老齢者福祉システム、学齢簿・就学援助システム、中間サーバー、中間サーバーコネクタ　）
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	情報提供ネットワークシステム、中間サーバーコネクタ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 ※セキュリティの観点から、特定個人情報の照会と提供の際には個人番号を利用せず符号を取得して利用する。 1　符号管理機能 (1)情報照会及び情報提供に用いる識別子「符号」と情報保有機関内で固有の宛名番号に紐付けて、その情報を保管・管理するための機能。 2　情報照会・情報提供機能 (1)情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関が保有する特定個人情報の情報照会を行う。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じて、他情報保有機関が保有する特定個人情報の情報照会を受け、当該特定個人情報の提供を行う。 3　情報提供等記録管理機能 (1)特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供に係る記録の管理を行う。 4　副本管理機能 (1)情報提供データベース（副本）の更新及び管理を行う。 5　職員認証・権限管理機能 (1)中間サーバーを利用する職員の認証情報及び権限情報の登録、更新及び削除を行う。

	6　セキュリティ管理機能 (1)暗号化・復号、鍵管理等のセキュリティ管理を行う。 7　システム管理機能 (1)事業統計情報の集計及び集計結果ファイルの出力を行う。 (2)稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステム管理全般を行う。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [　　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [　　] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバコネクタ　　）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	1　宛名番号付番機能 (1)各個別システムで使用している宛名番号を統一的に管理するために、団体内で一意に個人を特定するための宛名番号(統合宛名番号)の付番を行う。 2　宛名情報等管理機能 (1)中間サーバーコネクタにおいて宛名情報を統合宛名番号又は個人番号と紐付けて保存し、管理する。 3　中間サーバー連携機能 (1)中間サーバーと連携を行うため、中間サーバーにおける符号と一意に個人を特定する番号(統合宛名番号)で、紐付けを行う。 4　既存システム連携機能 (1)各事務システムからの要求に基づき、個人番号又は統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　　] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 国民年金システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、障害者福祉システム、児童福祉システム、児童手当システム、生活保護システム、子ども・子育て支援システム、乳幼児医療助成システム、老齢者福祉システム、学齢簿・就学援助システム、中間サーバー　）
システム7	
①システムの名称	国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) (※)「国保総合(国保集約)システム」は、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

②システムの機能	1　資格継続業務（詳細は別添3を参照） (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 　市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(※)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)被保険者異動情報の受信(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル) 　都道府県内の市区町村間を転居した場合、転出市区町村と転入市区町村の適用終了日（転出）と適用開始日　（転入）の重複・空白期間をチェックする。 　また、資格取得年月日や資格喪失年月日の引き継ぎを行い、該当市区町村の国保総合PCへ被保険者異動情報を配信する。 2　高額該当回数の引き継ぎ業務（詳細は別添3を参照） (1)継続候補世帯の抽出(継続候補世帯リスト) 　市区町村の国保総合PCのオンライン処理機能を用いて、世帯継続性の容認に関するデータを転入地市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)継続世帯の確定(継続世帯確定リスト) 　転入地市区町村が世帯継続性を認めた場合には、転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐためのデータ(転出地市区町村高額該当情報データ)を作成し、転入地市区町村の国保総合PCへ当該データを配信する。 3　オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供(詳細は別添3を参照) (1)被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)の送信 　市区町村の国保総合PCのファイル転送機能(＊)を用いて、被保険者資格異動に関するデータを市区町村から国保連合会へ送信する。 (2)医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の送信 　オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者異動情報に関するデータを医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者異動情報を送信する。 (※)ファイル転送機能とは、市区町村の国保総合PCのWebブラウザーを用いて、各種ファイルを国保連合会の国保総合(国保集約)システムへ送信する機能と、国保連合会の国保総合(国保集約)システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票などを、市区町村の国保総合PCに配信する機能のことをいう。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム8	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
	「医療保険者等向け中間サーバー等」は、医療保険者等全体または医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能（以下「本人確認事務に係る機能」という。）を有する。医療保険者等向け中間サーバー等は、取りまとめ機関が運営する。

②システムの機能	なお、市区町村国保に関しては、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能については、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を利用するため、「医療保険者等向け中間サーバー等」では、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能のうち情報照会及び情報提供、本人確認事務に係る機能は行わない。 1　資格履歴管理事務に係る機能 (1)資格履歴管理(評価対象) 　医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 　運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する(※1)。 (2)オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供(個人番号を用いないため評価対象外) 　個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ※1 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 2　情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (1)機関別符号取得(※2)(評価対象外) 　医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 　支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (2)情報照会 及び (3)情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) 　市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (4)情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)(※2)(評価対象外) 　マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。 ※2 当該機能については支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため当評価の対象外。 3　本人確認事務に係る機能 (1)個人番号取得 及び (2)基本4情報取得(実施しないため評価対象外) 　市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　(　　)

システム11～15

システム16～20

3. 特定個人情報ファイル名

(1)被保険者台帳情報ファイル
(2)賦課情報ファイル
(3)給付情報ファイル
(4)収納情報ファイル
(5)滞納整理ファイル
(6)宛名管理ファイル

【特定個人情報ファイルを取扱う理由】
1　事務実施上の必要性
(1)オンライン資格確認の準備業務
　オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報として国民健康保険関連情報ファイルを保有する。

2　実現が期待されるメリット
(1)オンライン資格確認の準備業務
　オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、高額療養費限度額適用認定証等の発行業務等の削減、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）　第9条（利用範囲）第1項　別表第一の30の項 2　番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一主務省令）（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）　第24条 3　国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[　　実施する　　]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報提供の根拠 （番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二） ・項番1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120 （番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二主務省令」という。）（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号）） ・第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ○情報照会の根拠 （番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二） ・項番42、43、44、45 （別表第二主務省令） ・第25条、第25条の2、第26条 ○オンライン資格確認の準備業務に関する根拠 ・番号法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	

6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

7. 他の評価実施機関

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
（1）被保険者台帳情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		［　　システム用ファイル　　］　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		当市の国民健康保険の被保険者及び世帯主（※資格喪失者を含む）
	その必要性	国民健康保険法第5条及び第6条に基づき、被保険者及び世帯主（※資格喪失者を含む）の情報を適正に管理し、必要な範囲の特定個人情報を保有するため。
④記録される項目		［　50項目以上100項目未満　］　＜選択肢＞ 1）10項目未満　　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 ［ ○ ］個人番号　［　］個人番号対応符号　［ ○ ］その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 ［ ○ ］4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　［　］連絡先（電話番号等） ［ ○ ］その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ［　］国税関係情報　［ ○ ］地方税関係情報　［　］健康・医療関係情報 ［　］医療保険関係情報　［　］児童福祉・子育て関係情報　［　］障害者福祉関係情報 ［　］生活保護・社会福祉関係情報　［　］介護・高齢者福祉関係情報 ［ ○ ］雇用・労働関係情報　［ ○ ］年金関係情報　［　］学校・教育関係情報 ［　］災害関係情報 ［　］その他　（　　）
	その妥当性	個人番号：対象者を正確に特定するために保有（参照）する。 その他識別情報（内部番号）：当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号（以下、「宛名番号」という。）を保有する。 4情報：対象者を正確に特定し、被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報：世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報：高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。 雇用・労働関係情報：加入先社保の管理等を行うために把握する。 年金関係情報：資格事務を的確に行うために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課 ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村、後期高齢者医療広域連合 ） [ ] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ 神奈川県国民健康保険団体連合会 ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③使用目的 ※		国民健康保険関係事務を効率的に行うための被保険者情報を管理するため。
④使用の主体	使用部署	国保年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		・住所情報等から国民健康保険の資格の取得及び喪失情報の管理を行う。 ・退職者医療制度への該当・非該当情報の管理を行う。 ・非自発的失業者等の軽減・減免措置の開始・終了情報の管理を行う。 ・有資格者に対し、保険証、高齢受給者証等の交付を行う。 ・国保連合会と被保険者異動情報を連携し、資格継続業務を日次で行う。 【入手の時期・頻度】 1 国保連合会からの入手 当市は国保連合会より、以下の時期・頻度で特定個人情報を入手する。 (1)資格継続業務 被保険者情報(国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市区町村被保険者ID連携ファイル等) :国民健康保険に関する都道府県単位の被保険者資格情報。 平成30年4月1日以後に、日次の頻度。 (2)高額該当の引き継ぎ業務 引き継ぎ情報(継続候補世帯リスト、継続世帯確定リスト等) :転出地市区町村から転入地市区町村へ高額該当情報を引き継ぐための情報。 平成30年4月1日以後に、月次の頻度。 【入手に係る妥当性】 1 国保連合会からの入手 国民健康保険に関して、被保険者資格等の管理を都道府県単位で実施する必要があり、個人番号利用事務の一部を国保連合会に委託しているため、当市が保険給付の支給、保険料の徴収または保健事業等を実施するためには、国保連合会から当該情報を入手する必要がある。 なお、入手する情報は、当市分の被保険者、擬制世帯主、過去に被保険者であった者、過去に擬制世帯主であった者のみであり、当該事務において必要な範囲内の情報である。 (1)入手の時期・頻度の妥当性 ア 資格継続業務 被保険者情報:国保総合(国保集約)システム上で管理している被保険者資格を、住民基本台帳に記載する必要があり、日次で連携を行うことで住民票の記載事項の正確性を確保する。 イ 高額該当の引き継ぎ業務 引き継ぎ情報 :高額療養費制度は、医療機関等での支払額が、暦月で一定額を超えた場合に、その超過額を支給する制度のため月次計算を行うが、その計算前に月次で連携を行うことで、支給の正確性を確保する。 (2)入手方法の妥当性 入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化とあわせて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通所の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。
	情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。

⑥使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 6 ） 件
委託事項1		国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付、被保険者証等の引渡し及び電話対応業務
①委託内容		国民健康保険関係の各種届出書・申請書の受付、被保険者証等の引渡し及び電話対応業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社バックスグループ
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		国民健康保険システムの運用保守委託
①委託内容		国民健康保険システムの運用保守委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	国民健康保険システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。
委託事項3		資格継続業務に関する市町村保険者事務共同処理業務

①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理（資格継続業務）を委託する（国保情報集約システムを使用する。）。 ・なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務（国保総合（国保集約）システム）のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。 【取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲】 特定個人情報ファイルの全体 1　対象となる本人の範囲　※ （1）被保険者（＊）：都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 （2）擬制世帯主：被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 （例：国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） （3）過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ＊国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう 2　その妥当性 （1）被保険者の情報は、国民健康保険に関する事務の基礎情報であるため管理する必要がある。 （2）医療費の自己負担限度額が非課税区分に該当するかどうかを判定する際には、擬制世帯主の住民税課税状況を含んで判定をするため、被保険者のみでなく、擬制世帯主の情報も必要である。 （3）療養給付の審査・支払に関する業務等を行う上で、被保険者とその被保険者が属する世帯の世帯主（擬制世帯主）に関する所得等の情報を管理する必要がある。 （4）「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）」第110条によって保険給付を受ける権利は、2年間有効、「地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条1項」によって不当利得の返還を受ける権利は5年間有効とされているため、過去の特定個人情報についても管理する必要がある。 （5）個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務およびオンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者資格情報の提供（国保総合（国保集約）システム）のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。
②委託先における取扱者数		［　　10人以上50人未満　　］　＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会 【委託先名の確認方法】 委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。
再委託	④再委託の有無　※	［　　再委託する　　］　＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号または名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等およびその他当市のセキュリティーポリシー等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請および再委託に関する履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していることなど、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で再委託を承認する。
	⑥再委託事項	資格継続業務で使用する国保総合（国保集約）システムに関する運用業務の一部（バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録）など。
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務

①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。 【取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲】 特定個人情報ファイルの全体 1　対象となる本人の範囲　※ (1)被保険者(＊):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 (2)擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 （例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） (3)過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ＊国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう 2　その妥当性 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、加入者の資格履歴情報の管理を行う。
②委託先における取扱者数		[　　10人以上50人未満　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会 【委託先名の確認方法】 委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。
再委託	④再委託の有無　※	[　　再委託する　　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の神奈川県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、神奈川県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
再委託	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 （国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用･保守業務」を含む）
委託事項5		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務

①委託内容		オンライン資格確認のための準備として、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。 【取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲】 特定個人情報ファイルの全体 1　対象となる本人の範囲　※ (1)被保険者(＊):都道府県の区域内に住所を有する者で、他の医療保険制度の被保険者でない者のうち、当市に住所を有する者 (2)擬制世帯主:被保険者が属する住民基本台帳上の世帯主のうち、国民健康保険の被保険者でない者 （例:国保に加入している世帯員がいるが、その世帯の世帯主は社会保険に加入している場合に、この国保に未加入の世帯主を「擬制世帯主」という。） (3)過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者 ＊国民健康保険法第5条から第6条に基づく被保険者のうち、当市に加入資格が適用される者をいう ②その妥当性 (1)市区町村とオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。 (2)オンライン資格確認の準備のために用いる機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
②委託先における取扱者数		[　　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		支払基金 【委託先名の確認方法】 委託先名は調達関係情報として当市のWebサイトに公開する。
再委託	④再委託の有無　※	[　再委託する　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用･保守業務
委託事項6～10		
委託事項6		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会 (神奈川県国保連合会は、国保中央会に再委託する)

	④再委託の有無 ※	[　　再委託する　　]	＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない

再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の神奈川県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、神奈川県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
委託事項7		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ]	＜選択肢＞ 1) 10人未満　2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満　4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満　6) 1,000人以上

③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項8		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[ ] <選択肢> 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項9		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[ ] <選択肢> 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項10		
①委託内容		
②委託先における取扱者数		[ ] <選択肢> 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 22 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	提供先については、（別紙2）情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧を参照
①法令上の根拠	（別紙2）情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧に記載
②提供先における用途	（別紙2）情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧に記載
③提供する情報	国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当市の国民健康保険の被保険者及び世帯主（※資格喪失者を含む）
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて特定個人情報の提供依頼がある度に行う。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<厚木市における措置> ・当市では被保険者台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用) を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

被保険者台帳情報ファイル　※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

世帯情報
国保番号、国保世帯番号、国保主宛名番号、国保主個人番号（※）

個人情報
宛名番号、個人番号（※）、
資格区分、資格取得日、資格喪失日、適用開始年月日、適用終了年月日、退職区分、退職該当日、退職非該当日、
資格取得届出日、資格喪失届出日、適用開始届出日、適用終了届出日、資格取得事由、資格喪失事由、被保険者ID、
加入前保険者番号、加入前記号、加入前番号、加入前離脱日、
加入先保険者番号、加入先記号、加入先番号、加入先加入日、
学遠区分、学遠該当日、学遠非該当日、
入所区分、施設名称、入所日、退所日、
非自発的失業者対象者区分、非自発的失業者該当日、非自発的失業者非該当日、
旧国保国保番号、旧国保国保主宛名番号、旧国保国保主個人番号（※）、
旧国保後期高齢該当日、旧国保該当異動日、旧国保非該当異動日、
旧被扶養者区分、旧被扶養者該当日、旧被扶養者非該当日、
保険証区分、保険証氏名、保険証住所、保険証生年月日、
高齢受給者証負担割合、減額認定証適用区分、特定疾病受療証疾病名

「オンライン資格確認の準備のための医療保険者等向け中間サーバー等への被保険者異動情報の提供」業務に係る情報
・被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した枝番(個人を識別する2桁の番号)
・券面記載の被保険者証記号
・券面記載の被保険者証番号
・券面記載の氏名（漢字）
・券面記載の氏名（漢字）の読み仮名
・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）
・券面記載氏名が通称名の場合の本名等（漢字）の読み仮名
・被保険者証裏面への性別記載の有無
・DV被害者等に関する自己情報不開示の申し出の有無
・自己負担限度額が変更となった場合、または治癒により証を回収した場合の回収の理由が発生した日

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)被保険者台帳情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国保連合会以外からの入手＞ ・届出書の受理に際しては、届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に実施するとともに、異動前後の状況を国民健康保険システムで確認し、確認対象者以外の情報の入手防止に努めている。 ・処理後、入力確認を行い、必要以上の情報が登録されていないことを確認している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。 【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ＜国保連合会からの入手＞ 1　国保総合PCにおける措置 (1)入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、専用線を用いるとともに、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック（※1）が行われており、また、あらかじめ指定されたインタフェース（※2）によって配信されることが前提となるため、対象者や必要な情報以外の情報を入手することはない。 (2)国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ※ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 ＜国保連合会からの入手＞ 1　国保総合PCにおける措置 　入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(＊)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ※ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・住民基本台帳から入手する場合も、国民健康保険法第9条に基づく届出があった場合に行っている。 ・システム利用ユーザ（職員）を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 【不適切な方法で入手が行われるリスク】 ＜国保連合会からの入手＞ 1　国保総合PCにおける措置 　特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	

【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】
＜国保連合会からの入手＞
1　入手の際の本人確認の措置の内容
(1)国保総合PCにおける措置
　特定個人情報の入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。
　さらに、国保連合会においても当市の市区町村システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。
(2)市区町村システムにおける措置(例)
　入手した特定個人情報は、当市の市区町村システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。

2　個人番号の真正性確認の措置の内容
(1)国保総合PCにおける措置
　国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。

3　特定個人情報の正確性確保の措置の内容
(1)国保総合PCにおける措置
　国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。
　国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。
(2)市区町村システムにおける措置(例)
　入手した特定個人情報は、当市の市区町村システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】
＜国保連合会からの入手＞
1　リスクに対する措置の内容
(1)国保総合PCにおける措置
　・当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
　・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
　・当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
　・ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。
　・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
　・国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
　・国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。
　・電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。
　・電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。
　・電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。
　・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
　・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システム（宛名管理機能）における措置＞ ・番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務（システム）以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務（システム）以外では個人番号は画面表示されない。 ＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・番号利用業務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。

	＜国保総合PCにおける措置＞ ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能（※）は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 （※）ここでいうGUIによるデータ抽出とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。 ・システムを利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
その他の措置の内容	・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的（四半期に1度）に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・国民健康保険システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡（ログ）の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡（ログ）の記録を行っている。 ・国保連合会は情報システム管理者（市町村）に対し管理者権限IDを付与する。 情報システム管理者（市町村）は管理者権限IDを用いて事務取扱担当者に対してIDを発行する。 失効（変更）についても同様に情報システム管理者（市町村）にて管理する。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
【特定個人情報の使用の記録】 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者（市町村）は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 ＜国保総合PCにおける措置＞ 1　市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能（＊）は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 2　国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 ＊：ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 3　国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 （1）電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 （2）電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 （3）電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 （4）保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 （5）定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　] 委託しない

リスク:　委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	業務仕様書に機密の保持及び個人情報保護に関する次の事項を規定をしている。 ・目的外利用、第三者への提供・閲覧、複製の禁止。 ・業務上知り得た情報の秘密保持。 ・契約図書に規定された事項の遵守。 ・賠償責任の明確化。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜窓口業務委託事業者における措置＞
・窓口業務委託事業者へは、国民健康保険システムの委託業務メニューのみ閲覧ができるようにアクセス制限をかけている。

【情報保護管理体制の確認】
当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。
・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等)
・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等)
・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等)
・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること
・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報

【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】制限している
1　具体的な制限方法
＜市区町村保険者事務共同処理業務＞
当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。
また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。
さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。

＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。
運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。
アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。
パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞
データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。
移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている。

【特定個人情報ファイルの取扱い記録】 記録を残している
＜市区町村保険者事務共同処理業務＞
1　具体的な方法
・委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することにしている。
・情報システム管理者（国保連合会）は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。
・当市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。
・記録の保存期間については、当市の文書管理規定に従って、一定期間保存する。
＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
・操作ログを中間サーバーで記録している。
・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。
＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞
・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
・移行作業にあたって、作業者以外は対象ファイルにアクセスできないようにし、リスク範囲を限定することを委託先に遵守させることとしている。
・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。
・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。
・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守さ

せることとしている。

【特定個人情報の提供ルール】 定めている
1　委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法
＜市区町村保険者事務共同処理業務＞
・当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。
・さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の監査･調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。
＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。
・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

2　委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法
＜市区町村保険者事務共同処理業務＞
・当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとしている。
・当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。
・記録の保存期間については、当市の文書管理規定に従い、一定期間保存する。
・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要に応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。
・さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。
＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。
・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

【特定個人情報の消去ルール】 定めている
1　ルールの内容及びルール遵守の確認方法
・特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。
・委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。
＜クラウド移行作業時に関する措置＞
・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。

【委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定】 定めている
1　規定の内容
・秘密保持義務
・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
・特定個人情報の目的外利用の禁止
・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化
・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄
・従業者に対する監督・教育
・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。

【再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保】
1　具体的な方法
・再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。
　・秘密保持義務
　・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
　・特定個人情報の目的外利用の禁止
　・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化
　・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄
　・従業者に対する監督・教育
　・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等
・再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。
・従業者に対する監督・教育
・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等
・再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。
・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。
　・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること
　・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
　・日本国内でのデータ保管を条件としていること
　・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること

・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。
・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。
・国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。
・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること
・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
・日本国内でのデータ保管を条件としていること
・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本　　方針」等による各種条件を満たしていること。
・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
＜国保総合(国保集約)システムのクラウド移行作業時に関する措置＞
・データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者には、委託先の責任者が特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効するが、当該IDの権限及び数は必要最小限とし、作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御することを委託先に遵守させることとしている。
・移行作業終了の際には、委託先の責任者が迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させることを委託先に遵守させることとしている
・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録することを委託先に遵守させることとしている。
・移行以外の目的・用途でファイルを作成しないよう、委託先に対して周知徹底を行うとともに、作業時にチェックリストなどを用いて不必要な複製がされていないか記録を残すことを委託先に遵守させることとしている。
・特定個人情報ファイルにアクセスする移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施することを委託先に遵守させることとしている。
・移行作業に関しては定期的にログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視することを委託先に遵守させることとしている。

【特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置】
＜国保連合会における措置＞
・国保総合（国保集約）システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合（国保集約）システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
・国保総合（国保集約）システムではUTM（コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
・国保総合（国保集約）システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
・国保総合（国保集約）システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。
・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
・国保総合（国保集約）システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報システム管理者（国保連合会）の承認を得る。
・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて、使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
＜取りまとめ機関における措置＞
支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、
「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　［ ○ ］提供・移転しない

リスク：不正な提供・移転が行われるリスク

りスク：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー･プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知		[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
	その内容	ー	
	再発防止策の内容	ー	

その他の措置の内容	＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ 1　国保総合PCにおける措置 ・市区町村と国保総合(国保集約)システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者（国保連合会）が使用許可したもののみを使用可能する。 ・国保総合PCには、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 ＜ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜厚木市における措置＞ ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監視（ログ運用）を行っている。 【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】 ＜厚木市における措置＞ ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ 1　国保総合PCにおける措置 　登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 ＜国保総合（国保情報）システムの保管・消去＞ 1　国保総合PCにおける措置 　登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 【特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜取りまとめ機関における措置＞ 　支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査		
実施の有無	［ ○ ］自己点検	［ ○ ］内部監査　　［　 ］外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	＜厚木市における教育・啓発＞ ・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ＜国保総合（国保集約）システムに関する教育・啓発＞ ・教育事項：国保総合（国保集約）システムの操作・運用並びに個人情報保護に関する教育及び研修 ・教育頻度：年間１回程度 ・教育方法：集合研修 ・教育対象：職員及び嘱託員 ・違反行為に対する措置：違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	

	具体的な方法	＜サイバーセキュリティに関する教育・啓発＞ ・教育事項：番号法第29条の2における、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項として、情報システムに対する不正な活動その他のサイバーセキュリティに対する脅威及び当該脅威による被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置に関するものを含むもの ・教育頻度：おおむね１年ごと ・教育方法：未定 ・教育対象：特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者 ・違反行為に対する措置：違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ・委託先である国保連合会に対しては、契約内容において、個人情報保護に関する秘密保持契約を締結している。 ・教育の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ※「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成27年政令第427号）」によるもの。

10. その他のリスク対策

【監査】
＜国保総合(国保集約)システム＞
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告（それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする)。

【その他のリスク対策】
＜取りまとめ機関における措置＞
支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)賦課情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		当該年度の初日を賦課期日とした時点での世帯における世帯主とその世帯に所属する被保険者
	その必要性	国民健康保険法第76条及び第76条の2に基づき、保険料の賦課を行うため。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　口座・送付先情報　)
	その妥当性	個人番号:対象者を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):当市において、個人を一意に識別するために宛名番号を保有する。 4情報:対象者を正確に特定し、賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報:世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報:保険料を算定を的確に行うために、所得情報及び資産情報を保有する。 介護・高齢者福祉関係情報:賦課を行うために必要とする介護保険情報等を保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、介護保険課 ） [ ] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村 ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③使用目的 ※		国民健康保険事務を効率的に行うための被保険者情報を管理し、適正な保険料の賦課を行うため。
④使用の主体	使用部署	国保年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		・賦課を行うために必要とする国民健康保険以外の情報（所得情報等）と突合するために、個人番号を使用する。 ・1月1日現在住民登録されている者及び住民登録はないが居住実態のある者については、庁内連携システムを使用し、それ以外については情報ネットワークシステムを使用する。
	情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を確保する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		国民健康保険システムの運用保守委託
①委託内容		国民健康保険システムの運用保守委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		日本電気㈱
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	国民健康保険賦課システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　] 提供を行っている　（　　）件　[　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<厚木市における措置> ・当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監査（ログ運用）を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。
7. 備考	

（別添１）特定個人情報ファイル記録項目

賦課情報ファイル　※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

国保番号、宛名番号、個人番号（※）、国保主宛名番号、国保主個人番号（※）

国保資格情報
資格区分、資格取得日、資格喪失日、適用開始年月日、適用終了年月日、退職区分、退職該当日、退職非該当日

賦課情報
相当年度、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額、軽減均等割額、軽減平等割額、限度超過額、
年間賦課額、減免区分、減免額

特別徴収情報
徴収区分、年金保険者、年金種別、基礎年金番号、特徴開始年月、特徴中止日、
特徴期割額1、特徴期割額2、特徴期割額3、
介護特徴期割額1、介護特徴期割額2、介護特徴期割額3、
回付年月、通知種別、依頼事由、依頼日、依頼金額1、依頼金額2、通知事由、通知日、通知結果

納入通知書情報
発付日、住所、氏名、増減税額、納付済額、差額納付額

所得情報
所得判明区分、課非区分、給与所得、専従者給与所得、公的年金所得、給与以外の額、
軽減判定総所得、旧ただし書総所得、旧ただし書課税所得、住民税所得割額、住民税均等割額、
給与収入、専従者給与収入、公的年金収入

資産情報
単有資産税額、共有資産税額

介護適用除外情報
該当日、非該当日

更新年月日

更新職員ID

産前産後保険料軽減
被保険者番号、氏名、生年月日、住所、個人番号、電話番号、出産予定又は出産日、単胎妊娠又は多胎妊娠の別

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)賦課情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク:　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・届出書の受理に際しては、届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に実施するとともに、異動前後の状況を国民健康保険システムで確認し、確認対象者以外の情報の入手防止に努めている。 ・処理後、入力確認を行い、必要以上の情報が登録されていないことを確認している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・住民基本台帳から入手する場合も、国民健康保険法第9条に基づく届出があった場合に行っている。 ・システム利用ユーザ(職員)を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1:　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システム(宛名管理機能)における措置＞ ・番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務(システム)以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務(システム)以外では個人番号は画面表示されない。 ＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2:　権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。 ・システムを利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。	
	・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。	

その他の措置の内容	又は削除している。 ・国民健康保険システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡（ログ）の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡（ログ）の記録を行っている。

リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・端末を来庁者から見えない位置に置いている。 ・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。 ・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は裁断等を行っている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない

リスク:　委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	業務仕様書に機密の保持及び個人情報保護に関する次の事項を規定している。 ・目的外利用、第三者への提供・閲覧、複製の禁止。 ・業務上知り得た情報の秘密保持。 ・契約図書に規定された事項の遵守。 ・賠償責任の明確化。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・窓口業務委託事業者へは、国民健康保険システムの委託業務メニューのみ閲覧ができるようにアクセス制限をかけている。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。 <＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー･プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容	ー	
再発防止策の内容	ー	

その他の措置の内容	＜ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監視（ログ運用）を行っている。 ＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク＞ ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデ

データの復元がなされないよう、ソフト事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	1年に1度又は人事異動に伴い、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象としている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	

10. その他のリスク対策
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3)給付情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		厚木市に住所を有する者（国民健康保険法第5条）でかつ、国民健康保険法第6条各号に該当しない者（ただし世帯主は含む）で、給付を必要とされる者
	その必要性	国民健康保険法第5条及び第6条並びに第36条、第52条、第52条の2、第53条、第54条の2、第54条の4、第57条の2、第57条の3、第54条、第54条の3その他条例で規定された国民健康保険に関連する給付情報を管理するため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[○] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（　公金受取口座情報　）
	その妥当性	個人番号：対象者を正確に特定するために保有（参照）する。 その他識別情報（内部番号）：当市において、個人を一意に識別するために独自の識別番号（以下、「宛名番号」という。）を保有する。 4情報：対象者を正確に特定し、被保険者証の印字等、事務で必要とする氏名、住所等を管理するために保有する。 その他住民票関係情報：世帯主と被保険者の関係を示す続柄等の世帯情報を正確に把握するために保有する。 地方税関係情報：高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の所得判定を的確に行うために所得情報を保有する。 雇用・労働関係情報：加入先社保の管理等を行うために把握する。 年金関係情報：資格事務を的確に行うために保有する。 公金受取口座情報：支給先の口座情報を把握するために保有する
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、市民税課、生活福祉課、介護保険課 ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ デジタル庁 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他市区町村、後期高齢者医療広域連合 ） [ ] 民間事業者 （ ） [○] その他 （ 神奈川県国民健康保険団体連合会、他の医療保険者 ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③使用目的 ※		国民健康保険事務を効率的に行うための被保険者情報を管理するため。
④使用の主体	使用部署	国保年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		（旧） 届出書・申請書あるいは、他の行政機関からの照会書に記載された個人番号の真正性を確認するため、当該国保システム（新規取得の場合は、住民記録システムや宛名管理システム等）にて、記載された個人番号で検索し、確認する。 （新案） ・申請に基づき、各種認定情報の登録・更新及び認定書の交付を行う。 ・申請や職権に基づき、保険給付に関する情報の登録・更新及び支給事務を行う。
	情報の突合	個人を正確に特定するために個人番号を利用して正確性を担保する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] （ 2 ） 件	<選択肢> 1）委託する 2）委託しない
委託事項1		国民健康保険システムの運用保守委託	
①委託内容		国民健康保険システムの運用保守委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。	
	⑥再委託事項	国民健康保険給付システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。	
委託事項2～5			
委託事項2		高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務	
①委託内容		・療養給付の審査・支払に付随する業務として、同一都道府県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理（高額該当の引き継ぎ業務）を委託する（国保情報集約システムを使用する。）。 ・なお、個人番号を用いるのは、高額該当の引き継ぎ業務（国保総合（国保集約）システム）のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		神奈川県国民健康保険団体連合会	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。	
	⑥再委託事項	高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合（国保集約）システムに関する運用業務の一部（バッチ処理パラメータの入力／バッチ処置の実行／バックアップデータの取得と保管／システム障害発生時の復旧支援作業／各種マスターメンテナンス／外字作成・登録）など。	
委託事項3			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[ ]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[ ]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		

託		
	⑥再委託事項	

委託事項4			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[　　]	＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無　※	[　　]	＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[　　]	＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無　※	[　　]	＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 10 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	提供先については、（別紙2）情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧を参照
①法令上の根拠	（別紙2）情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧に記載
②提供先における用途	（別紙2）情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧に記載
③提供する情報	国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当市の国民健康保険の被保険者及び世帯主（※資格喪失者を含む）
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供の求めがある都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<厚木市における措置> ・当市では給付台帳情報ファイルを磁気ディスクで調製しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用) を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。
7. 備考	

（別添１）特定個人情報ファイル記録項目

給付情報ファイル　※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

国保番号、宛名番号、個人番号（※）、国保主宛名番号、国保主個人番号（※）、
若人所得区分、前期高齢者所得区分、被保険者証記号および被保険者証番号ごとに付番した番(個人を識別する2桁の番号)

国保資格情報
資格区分、資格取得日、資格喪失日、適用開始年月日、適用終了年月日、退職区分、退職該当日、退職非該当日

レセプト情報
レセプト番号、レセプト処理年月、レセプト点数表CD、レセプト種別CD、レセプト給付CD、
診療年月、診療実日数、点数、費用額、保険者負担額、指定公費、患者負担額、
公費法制CD1、公費法制CD2、公費法制CD3、公費法制CD4、公費法制CD5

療養費情報
療養レセプト番号、処理年月、点数表CD、種別CD、給付CD、
療養診療年月、療養診療実日数、療養費用額、療養保険者負担額、療養指定公費、
療養患者負担額、療養支給額、療養公費法制CD1、療養公費法制CD2、
療養公費法制CD3、療養公費法制CD4、療養公費法制CD5、
療養支給決定区分、療養支給決定日、療養支給日、療養振込先区分、療養強制保留区分、公金受取口座情報

高額療養費情報
高額診療年月、高額番号、計算元若人所得区分、計算元前期高齢者所得区分、
多数回該当区分、合算有無区分、一部負担金合計、負担限度額、高額療養費、支給済額、
調整額、高額支給額、
高額支給決定区分、高額支給決定日、高額支給日、高額振込先区分、高額強制保留区分、公金受取口座情報

出産育児一時金情報
子宛名番号、子個人番号（※）、基準日、出産区分、出産支給額、未支給額、出産現金手渡金額、
出産支給決定区分、出産支給決定日、出産支給日、出産振込先区分、出産強制保留区分、公金受取口座情報

葬祭費情報
申請者宛名番号、申請者個人番号（※）、申請者氏名、申請者住所、葬祭支給額、葬祭現金手渡金額、
葬祭支給決定区分、葬祭支給決定日、葬祭支給日、葬祭振込先区分、葬祭強制保留区分、公金受取口座情報

高額介護合算情報
対象年度、国保_被保険者証記号、国保_被保険者証番号、国保_加入開始日、国保_加入終了日、
後期_被保険者番号、後期_加入開始日、後期_加入終了日、
介護_被保険者番号、介護_加入開始日、介護_加入終了日、代表者氏名、代表者住所、
医療分自己負担額1、医療分自己負担額_70歳以上1、医療分自己負担額2、
医療分自己負担額_70歳以上2、医療分自己負担額3、医療分自己負担額_70歳以上3、
医療分自己負担額4、医療分自己負担額_70歳以上4、医療分自己負担額5、
医療分自己負担額_70歳以上5、医療分自己負担額6、医療分自己負担額_70歳以上6、
医療分自己負担額7、医療分自己負担額_70歳以上7、医療分自己負担額8、
医療分自己負担額_70歳以上8、医療分自己負担額9、医療分自己負担額_70歳以上9、
医療分自己負担額10、医療分自己負担額_70歳以上10、医療分自己負担額11、
医療分自己負担額_70歳以上11、医療分自己負担額12、医療分自己負担額_70歳以上12、
介護分自己負担額1、介護分自己負担額_70歳以上1、介護分自己負担額2、
介護分自己負担額_70歳以上2、介護分自己負担額3、介護分自己負担額_70歳以上3、
介護分自己負担額4、介護分自己負担額_70歳以上4、介護分自己負担額5、
介護分自己負担額_70歳以上5、介護分自己負担額6、介護分自己負担額_70歳以上6、
介護分自己負担額7、介護分自己負担額_70歳以上7、介護分自己負担額8、
介護分自己負担額_70歳以上8、介護分自己負担額9、介護分自己負担額_70歳以上9、
介護分自己負担額10、介護分自己負担額_70歳以上10、介護分自己負担額11、
介護分自己負担額_70歳以上11、介護分自己負担額12、介護分自己負担額_70歳以上12、
自保分世帯_負担総額、自保分負担額合計_70歳以上、自保分算定基準額_70歳以上、
自保分支給額合計_70歳以上、自保分世帯_負担額合計、自保分算定基準額、
自保分世帯_支給額合計、自保分支給額合計、自保分按分後支給額、自保分按分後今回支給額、
他保分世帯_負担総額、他保分負担額合計_70歳以上、他保分算定基準額_70歳以上、
他保分支給額合計_70歳以上、他保分世帯_負担額合計、他保分算定基準額、
他保分世帯_支給額合計、他保分支給額合計、他保分按分後支給額、他保分按分後今回支給額、
合算支給決定区分、合算支給決定日、合算支給日、合算振込先区分、合算強制保留区分、公金受取口座情報

更新年月日

更新職員ID

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)給付情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国保連合会以外からの入手＞ ・届出書の受理に際しては、届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に実施するとともに、異動前後の状況を国民健康保険システムで確認し、確認対象者以外の情報の入手防止に努めている。 ・処理後、入力確認を行い、必要以上の情報が登録されていないことを確認している。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。 【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 ＜国保連合会からの入手＞ 1　国保総合PCにおける措置 (1)入手元は、国保連合会の国保総合（国保集約）システムに限定されており、専用線を用いるとともに、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性及び整合性のチェック（※1）が行われており、また、あらかじめ指定されたインタフェース（※2）によって配信されることが前提となるため、対象者や必要な情報以外の情報を入手することはない。 (2)国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 ※ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている（宛名番号が同じ）人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 ＜国保連合会からの入手＞ 1　国保総合PCにおける措置 　入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(＊)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 ※ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市区町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ 定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・特定個人情報の入力、修正、削除を行う際は、異動対象者又は入力内容に誤りのないよう、二人以上の担当者によるダブルチェックを実施する。 ・システム利用ユーザ（職員）を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 【不適切な方法で入手が行われるリスク】 ＜国保連合会からの入手＞ 1　国保総合PCにおける措置 　特定個人情報の入手元は、国保連合会の保総合(国保集約)システムに限定されており、専用線を用いるとともに、指定されたインタフェース(法令で定められる範囲)でしか入手できないようシステムで制御しており、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている対象、周期およびデータ定義等によって、当市と国保連合会の双方に共通の認識があり、その定義に従った内容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。	

容でないとデータの送受信ができないことで、不適切な方法で入手が行われるリスクを軽減している。

【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】
＜国保連合会からの入手＞
1　入手の際の本人確認の措置の内容
(1)国保総合PCにおける措置
　特定個人情報の入手元は、国保連合会の保総合(国保集約)システムに限定されているとともに、国保総合PCにおいて国保連合会から入手する情報は、当市において本人確認を行った上で国保連合会に送信した被保険者情報に、国保連合会が事務処理等を行った結果を付加して配信された情報であるため、本人確認は当市において国保連合会に送付する前に実施済みである。
　さらに、国保連合会においても当市の市区町村システムと同様の宛名番号をキーとして個人識別事項を管理しており、宛名番号をキーとして必要なデータが配信されることをシステム上で担保することで正確性を確保している。
(2)市区町村システムにおける措置(例)
　入手した特定個人情報は、当市の市区町村システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。
2　個人番号の真正性確認の措置の内容
(1)国保総合PCにおける措置
　国保連合会から入手する特定個人情報ファイルには、個人番号は記録されていない。
3　特定個人情報の正確性確保の措置の内容
(1)国保総合PCにおける措置
　国保連合会から配信される被保険者情報については、当市および他市から送信された被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果は当市および他市の双方に配信され、当市および他市の職員が確認している。
　国保連合会から配信される継続世帯確定結果については、当市から送信した被保険者異動情報等をもとに、国保総合(国保集約)システムにおいて処理を行い、その処理結果を当市の職員が確認している。
(2)市区町村システムにおける措置(例)
　入手した特定個人情報は、当市の市区町村システムの被保険者データと突合し正確性を確認してから、当該システムのデータベースへ更新することとしており、不整合があった場合は、国保連合会に電話等で連絡し是正を求めることを行うこととしている。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】
＜国保連合会からの入手＞
リスクに対する措置の内容
1　国保総合PCにおける措置
(1)当市の国保総合PCは、国保連合会のみと接続され、接続には専用線を用いる。
(2)当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。
(3)当市の国保総合PCと国保連合会の国保総合(国保集約)システムとの専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
(4)ウィルス対策ソフトウェアは自動でアップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は、国保連合会により迅速に実施される。
(5)国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
(6)国保総合PCへのログイン時の職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるため、その抑止効果として、不適切な操作等によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。
(7)国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。
(8)電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。
(9)電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。
(10)電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。
(11)保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
(12)定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜国民健康保険システム（宛名管理機能）における措置＞ ・番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務（システム）以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務（システム）以外では個人番号は画面表示されない。 ＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・番号利用業務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、国民健康保険システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・国民健康保険システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能（※）は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクを軽減している。 （※）ここでいうGUIによるデータ抽出とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するに当たって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。
リスクへの対策は十分か	［　特に力を入れている　］ ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	［　行っている　］ ＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	＜国民健康保険システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。 ・システムを利用できる端末を管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 ・国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことによって、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを軽減している。 ・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使い回しをしないことを徹底している。 ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。
その他の措置の内容	・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的（四半期に1度）に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・国民健康保険システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡（ログ）の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡（ログ）の記録を行っている。 ・国保連合会は情報システム管理者（市町村）に対し管理者権限IDを付与する。 情報システム管理者（市町村）は管理者権限IDを用いて事務取扱担当者に対してIDを発行する。 失効（変更）についても同様に情報システム管理者（市町村）にて管理する。
リスクへの対策は十分か	［　特に力を入れている　］ ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・端末を来庁者から見えない位置に置いている。 ・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。 ・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は裁断等を行っている。 【特定個人情報の使用の記録】 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者（市町村）は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。 ・当該記録については、一定期間保存することとしている。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】 リスクに対する措置の内容 ＜国保総合PCにおける措置＞ 1　市区町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能（＊）は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 2　国保総合PCへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、国保連合会においても定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかが監査される。 ＊：ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 3　国保総合PCと既存の自庁システムとの間の情報の授受において使用する電子記録媒体については、次の措置を講じる。 (1)電子記録媒体は、権限を付与された最小限の職員だけが取扱うように限定する。 (2)電子記録媒体は媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。 (3)電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。 (4)保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。 (5)定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監査する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　]委託しない

リスク:　委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	業務仕様書に機密の保持及び個人情報保護に関する次の事項を規定している。 ・目的外利用、第三者への提供・閲覧、複製の禁止。 ・業務上知り得た情報の秘密保持。 ・契約図書に規定された事項の遵守。 ・賠償責任の明確化。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他の方式及びその方式に対する措置

＜窓口業務委託事業者における措置＞
・業務委託事業者へは、国民健康保険システムの委託業務メニューのみ閲覧ができるようにアクセス制限をかける。

【情報保護管理体制の確認】
　当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。
　・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等)
　・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設および設備の整備、データ管理、バックアップ等)
　・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等)
　・委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること
　・プライバシーマーク、ISO27001、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報

【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】
制限している
①具体的な制限方法
＜市区町村保険者事務共同処理業務＞
　当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。
　また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とすることを委託事業者に遵守させることとしている。
　さらに、委託事務の定期報告および緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理状況を定期的に報告させることとしている。

＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう医療保険者等向け中間サーバー等で制御している。
・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。
・アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う。
・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。

【特定個人情報ファイルの取扱い記録】
記録を残している
＜市区町村保険者事務共同処理業務＞
1　具体的な方法
(1)委託先の従業員等が当市の国民健康保険に関する被保険者等の個人番号を閲覧等した場合には、国保連合会の国保総合(国保集約)システムにおいて、特定個人情報にアクセスした従業員等・時刻・操作内容を記録することにしている。
(2)情報システム管理者(国保連合会)は、定期的にまたはセキュリティ上の問題が発生した際に当該記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。
(3)当市の情報セキュリティ管理者は、委託契約に基づき、委託先に当該記録の開示を請求し、調査することで操作者個人を特定する。
(4)記録の保存期間については、当市の文書管理規定に従って、一定期間保存する。

＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
・操作ログを中間サーバーで記録している。

・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。

【特定個人情報の提供ルール】
＜市区町村保険者事務共同処理業務＞
1　委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法
　当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人情報の目的外利用および第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、またはこれらに類する行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。
　また、当市における個人情報保護条例により、委託先においても個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。
　さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の監査・調査事項に基づき、必要があるときは委託先に対して調査を行い、または報告を求める。

＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
・契約書において当市が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。
・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

2　委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法
＜市区町村保険者事務共同処理業務＞
・当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告および緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に委託先から書面にて報告を受けることとしている。
・当市から国保連合会への特定個人情報の送付に関しては、国保総合PCで送付を行った際に送付記録を帳簿に記入している。
・記録の保存期間については、当市の文書管理規定に従い、一定期間保存する。
・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要に応じてパスワードの設定を行うこと、および管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。
・さらに、当市の情報セキュリティ管理者が委託契約の調査事項に基づき、必要があるときは調査を行い、または報告を求める。

＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。
・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監査する。

【特定個人情報の消去ルール】定めている
1　ルールの内容及びルール遵守の確認方法
(1)特定個人情報等は、業務完了後は速やかに返還し、または漏えいを起こさない方法によって確実に消去、または処分することを、当市の情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書に明記することとしている。
(2)委託契約終了後は、委託先から特定個人情報等の消去・廃棄等に関する報告書を提出させ、当市の情報システム管理者が消去および廃棄状況の確認を行う。

【委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定】
定めている
1　規定の内容
(1)秘密保持義務
(2)事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
(3)特定個人情報の目的外利用の禁止
(4)漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化
(5)委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄
(6)従業者に対する監督・教育
(7)契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を定めるとともに、委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。

【再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保】
1　具体的な方法
(1)再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。
　・秘密保持義務
　・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止
　・特定個人情報の目的外利用の禁止
　・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化
　・再委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄
　・従業者に対する監督・教育
　・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等
(2)再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。
(3)従業者に対する監督・教育
(4)契約内容の遵守状況について報告を求める規定等
(5)再委託先が当市と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。

＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞

＜医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務及び機関別符号取得等事務＞
1　医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。
・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること
・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること
・日本国内でのデータ保管を条件としていること
・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本　　方針」等による各種条件を満たしていること。
2　運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。

【特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置】
＜国保連合会における措置＞
・国保総合（国保集約）システムにおいて保有する特定個人情報が、インターネットに流出することを防止するため、国保総合（国保集約）システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
・国保総合（国保集約）システムではUTM（コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
・国保総合（国保集約）システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
・国保総合（国保集約）システムをデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理を行う。
・特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
・国保総合（国保集約）システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。
・特定個人情報ファイルを電子記録媒体に複製する際には、不必要な複製を制限するため、事前に情報システム管理者（国保連合会）の承認を得る。
・許可された電子記録媒体又は機器等以外のものについて、使用の制限等の必要な措置を講ずる。また、記録機能を有する機器の情報システム端末等への接続の制限等の必要な措置を講ずる。
・電子記録媒体は、媒体管理簿で管理し、保管庫に施錠保管する。電子記録媒体に保存する情報については、作業が終わる都度、速やかに情報を消去する。保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。

＜取りまとめ機関における措置＞
　支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、
「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	**[○] 提供・移転しない**
リスク:　不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である

	3）課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　　] 接続しない（入手）　　[　　] 接続しない（提供）
リスク1：　目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な入手等を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 （※2）番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 （※3）中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク：　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1）発生あり　　2）発生なし
その内容	―	

	再発防止策の内容	－
その他の措置の内容		＜ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける物理的対策の措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける技術的対策の措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か		［　　特に力を入れている　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

＜厚木市における措置＞
・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。
・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監視（ログ運用）を行っている。

＜国保総合PCにおける措置＞
・市区町村と国保総合（国保集約）システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。
・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者（国保連合会）が使用許可したもののみを使用可能とする。
・国保総合PCには、ウィルス対策としてソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。
・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。
・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。

【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】
＜厚木市における措置＞
・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。
・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。

＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞
・国保総合PCにおける措置
　登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。

【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】
＜国保総合（国保情報）システムの保管・消去＞
1　国保総合PCにおける措置
　登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。

【特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜取りまとめ機関における措置＞
　支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　特に力を入れて行っている　］	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	＜厚木市における措置＞ ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監視（ログ運用）を行っている。 ＜国保総合PCにおける措置＞ ・市区町村と国保総合（国保集約）システムとで情報を連携する場合、国保総合PC上に一時ファイルが作成されるが、ファイル転送の終了後には自動で削除される。 ・国保総合PCで使用できる外部媒体は、情報システム管理者（国保連合会）が使用許可したもののみを使用可能とする。 ・国保総合PCには、ウィルス対策としてソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク】 ＜厚木市における措置＞ ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、国民健康保険システムにも連動して異動処理が行える仕組みが講じられている。 ・当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 ＜国保総合(国保集約)システムの保管・消去＞ ・国保総合PCにおける措置 　登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報が古い情報のまま保存され続けるリスクはない。 【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】 ＜国保総合（国保情報）システムの保管・消去＞ 1　国保総合PCにおける措置 　登録された情報は国保総合PCに保管されるデータはなく、国保総合PCからは、国保総合(国保集約)システムの個人番号(特定個人情報ファイル)を操作することはできないため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 【特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 ＜取りまとめ機関における措置＞ 　支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	
10. その他のリスク対策		

【監査】
＜国保総合(国保集約)システム＞
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第29条の3第2項のよる個人情報保護委員会への特定個人情報ファイルの取扱いの状況に関する報告（それに伴い、国保連合会にも同様の報告を求めることにする）。

【その他のリスク対策】
＜取りまとめ機関における措置＞
支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務（オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供）」の特定個人情報保護評価を実施している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

＜中間サーバー･プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(4)収納情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		当該年度の初日を賦課期日とした時点での世帯における世帯主とその世帯に属する被保険者
	その必要性	国民健康保険法第76条及び第76条の2に基づき賦課された保険料の徴収を行うため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[○] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　公金受取口座情報　)
	その妥当性	個人番号:収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):宛名番号を保有する。 4情報(氏名、性別、生年月日、住所):督促状等の送付先設定、確認のために保有する。 その他住民票関係情報:納付者と配偶者及び扶養者との関係を把握するために保有する。 地方税関係情報・医療保険関係情報:納付の基となる課税(調定)情報を保有する。 公金受取口座情報:支給先の口座情報を把握するために保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　　] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 市民税課、市民課　　） [○] 行政機関・独立行政法人等　（ デジタル庁　　） [　　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　　） [　　] 民間事業者　（　　） [　　] その他　（　　）
②入手方法		[　　] 紙　　[　　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　　[　　] フラッシュメモリ [　　] 電子メール　　[　　] 専用線　　[○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [　　] その他　（　　）
③使用目的 ※		納付義務者の個人番号を利用し、より正確かつ効率的な収納事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	国保年金課
	使用者数	[　　10人以上50人未満　　]　＜選択肢＞ 1）10人未満　　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　　6）1,000人以上
⑤使用方法		同一納付義務者にも関わらず、複数の収納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。
	情報の突合	収納情報を照合するに当たり、個人番号を利用して名寄せを実施する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] ＜選択肢＞ 1）委託する 2）委託しない （ 1 ） 件
委託事項1		収納管理システムの運用保守委託
①委託内容		収納管理システムの運用保守委託
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] ＜選択肢＞ 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	収納管理システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　] 提供を行っている　（　　）件　[　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<厚木市における措置> ・当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監査（ログ運用）を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

(4)収納情報ファイル　※個人番号は、宛名番号と紐づけて宛名管理システムの情報から参照する。

項目名

1 宛名番号、2 市区町村識別CD、3 課料年度、4 相当年度、5 通知書番号、6 徴収区分、7 期別CD、8 期別区分、9 会計年度、10 欠損時会計年度、11 共有宛名番号、12 管轄CD、13 カナ区分、14 標識連番、15 車種CD、16 国保番号、17 被保険者番号、18 調定額、19 調定額内訳、20 確定延滞金、21 確定延滞金設定日、22 調定督促手数料、23 調定報奨金前、24 調定報奨金後、25 事業年度自、26 事業年度至、27 延長月数、28 申告日、29 申告区分、30 申告期限、31 納付額、32 納付額内訳、33 納付延滞金、34 納付督促手数料、35 交付報奨金、36 退職所得額、37 納付加算金、38 納付過少申告加算金、39 納付不申告加算金、40 納付重加算金、41 還付加算金、42 領収日、43 収入日、44 納期限、45 変更前納期限、46 法定納期限、47 繰上徴収日、48 未還付本料、49 未還付本料内訳、50 未還付延滞金、51 未還付督促手数料、52 未還付退職所得額、53 未還付加算金、54 未還付過少申告加算金、55 未還付不申告加算金、56 未還付重加算金、57 還付済本料、58 還付済本料内訳、59 還付済延滞金、60 還付済督促手数料、61 還付済退職所得額、62 還付済加算金、63 還付済過少申告加算金、64 還付済不申告加算金、65 還付済重加算金、66 還付有無区分、67 充当有無区分、68 更正連番、69 納付連番、70 調定基準日、71 当初納通発付日、72 納通発付日、73 税額更生日、74 督促発付日、75 時効中断日、76 処分事由CD、77 時効予定日、78 納付手段CD、79 組合番号、80 督促出力有無区分、81 督促停止区分、82 確定延滞変更有無区分、83 納期特例有無区分、84 集合徴収有無区分、85 国保擬制世帯有無区分、86 国保主2該当有無区分、87 収納料額更正有無区分、88 当初調定額、89 当初調定額内訳、90 当初確定延滞金、91 当初調定督促手数料、92 繰越納付額、93 繰越納付額内訳、94 繰越納付延滞金、95 繰越納付督促手数料、96 繰越納付加算金、97 繰越納付少申告加算金、98 繰越納付不申告加算金、99 繰越納付重加算金、100 滞納引継有無区分、101 不納欠損有無区分、102 執行停止有無区分、103 差押有無区分、104 参加差押有無区分、105 交付要求有無区分、106 分納誓約有無区分、107 納付誓約有無区分、108 納付委託有無区分、109 納付約束有無区分、110 延滞金免除有無区分、111 徴収猶予有無区分、112 換価猶予有無区分、113 消滅区分CD、114 催告発付日、115 催告回数、116 催告停止区分、117 催告パターン、118 催告連番、119 執行停止該当条項区分、120 執行停止要件CD、121 執行停止年月日、122 執行停止本料額、123 執行停止内訳、124 執行停止延滞金、125 執行停止督促手数料、126 欠損該当条項区分、127 欠損年月日、128 時効完成日、129 欠損本料額、130 欠損内訳、131 欠損延滞金、132 欠損督促手数料、133 引継年月日、134 完結区分、135 完結年月日、136 旧市区町村識別CD、137 更新日、138 更新時刻、139 公金受取口座情報

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
（4）収納情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	収納情報ファイルについては、賦課情報ファイルに登録されている賦課情報から作成されるものであり、本項は『2. 賦課情報ファイル』について記載された「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」－「2. 特定個人情報の入手」－「リスク1」の該当項目に記載されている措置が講じられた情報を使用している。
リスクへの対策は十分か	［　　特に力を入れている　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・システム利用ユーザ（職員）を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜収納管理システム（宛名管理機能）における措置＞ ・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報（4情報）とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務（システム）以外では、アクセスできないようにしている。 ＜収納管理システムにおける措置＞ ・番号利用業務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、収納管理システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・収納管理システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。
リスクへの対策は十分か	［　　特に力を入れている　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	［　行っている　］　＜選択肢＞ 1）行っている　2）行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。 ・システムを利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。

その他の措置の内容	・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的（四半期に1度）に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・収納管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡（ログ）の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡（ログ）の記録を行っている。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・端末を来庁者から見えない位置に置いている。 ・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。 ・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は裁断等を行っている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない

リスク:　委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]　＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を第三者に提供することが認められないこと。 ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 ・必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができる
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　特に力を入れて行っている　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容	ー
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[○] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ] ＜選択肢＞ 1）定めている 2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手）	[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容	―	
再発防止策の内容	―	

その他の措置の内容	＜ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける物理的対策の措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける技術的対策の措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。
・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監視（ログ運用）を行っている。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	・情報セキュリティに関する教育及び研修の実施 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	

10. その他のリスク対策

＜ガバメントクラウドにおける措置＞
ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(5)滞納整理ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		国民健康保険料を納期限までに完納できなかった者及び延滞金が加算され、現時点で滞納が存する者
	その必要性	国民健康保険法第79条及び第79条の2に基づき、保険料の滞納管理を行うため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [○] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [○] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　(　　)
	その妥当性	個人番号:収納情報の個人を正確に特定するために保有(参照)する。 その他識別情報(内部番号):宛名番号を保有する。 4情報(氏名、性別、生年月日、住所):督促状等の送付先設定、確認のために保有する。 その他住民票関係情報:納付者と配偶者及び扶養者との関係を把握するために保有する。 地方税関係情報・医療保険関係情報:納付の基となる課税(調定)情報を保有する。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署　（ 市民課 ） [　] 行政機関・独立行政法人等　（ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人　（ 他市区町村 ） [　] 民間事業者　（ ） [　] その他　（ ）
②入手方法		[　] 紙　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[　] 専用線　[○] 庁内連携システム [　] 情報提供ネットワークシステム [　] その他　（ ）
③使用目的 ※		納付義務者の個人番号を利用し、より正確かつ効率的な滞納整理事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	国保年金課
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		納付義務者（現時点で滞納が存する者）の情報から、財産調査及び滞納処分等の事務を適切に行う。
	情報の突合	滞納情報を照合するに当たり、個人番号を使用して名寄せを実施する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] （ 2 ） 件	<選択肢> 1）委託する 2）委託しない
委託事項1		滞納整理システムの運用保守委託	
①委託内容		滞納整理システムの運用保守委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。	
	⑥再委託事項	滞納整理システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問合せに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。	
委託事項2～5			
委託事項2		保険料コールセンター業務	
①委託内容		保険料電話催告業務	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社ケー・デー・シー	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項3			
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[ ]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[ ]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項4			
①委託内容			
			<選択肢>

②委託先における取扱者数	[ ]	1）10人未満 3）50人以上100人未満 5）500人以上1,000人未満	2）10人以上50人未満 4）100人以上500人未満 6）1,000人以上

③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項5		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ]	<選択肢> 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1）再委託する　2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 10 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号主務省令第2条の表の42項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険に加入する者及び過去に加入していた者が属する世帯の世帯主、世帯員
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号主務省令第2条の表の56項
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険に加入する者及び過去に加入していた者が属する世帯の世帯主、世帯員
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [○] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	随時
提供先3	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号主務省令第2条の表の125項
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満

	5）1,000万人以上

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険に加入する者及び過去に加入していた者が属する世帯の世帯主、世帯員
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	随時
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号主務省令第2条の表の131項
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途
③提供する情報	国民健康保険関連情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[　 1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険に加入する者及び過去に加入していた者が属する世帯の世帯主、世帯員
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[○] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	随時
提供先5	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　]　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	

①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] <選択肢> 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<厚木市における措置> ・当市では賦課資料を磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監査（ログ運用）を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（5）滞納整理ファイル　※個人番号は、宛名番号と紐づけて収納管理システムの情報から参照する。

個人番号ファイル
宛名番号、※個人番号、法人番号

経過記録
リンク番号、交渉結果コード、処理拠点コード、場所コード、帳票公示送達日、帳票公示送達状況コード、帳票再転送日、帳票回答有無、帳票延滞金計算日、帳票発送日、帳票種類コード、帳票調査日、帳票返戻日、帳票返戻解除日、担当者コード、担当者名、接触フラグ、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、相手コード、経過内容、経過内容コード、経過種別コード、経過記録連番、記録日、記録時刻、記録詳細、重要表示フラグ

経過記録画像
イメージデータID、リンク番号、件名、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、画像種類コード、経過記録連番

分納誓約
リンク番号、一回分金額、一括送付回数、備考、備考コード、処理拠点コード、分納入金額、分納取消日、分納回数、分納対象区分、分納連番、分納開始年月、加算月A、加算月B、加算開始年A、加算開始年B、加算額A、加算額B、完納日、対応コード、延滞金区分、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、担当者コード、担当者名、日付区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、月間隔、本日入金額、消込区分、現誓約フラグ、督促フラグ、端数処理区分、管理番号、約束管理フラグ、納付予定日、納付約束時刻、計算方法区分、誓約日

分納内訳
リンク番号、内訳連番、分納連番、収納連番、回数、履行区分、当初回数、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、発行回数、発行日、納付予定日、納付合計額、納付延滞金、納付書番号、納付督促手数料、納付額、累計納付額

延滞金減免
リンク番号、作成機能区分、処分連番、処理拠点コード、延滞金減免連番、文書番号、文書番号年、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、機能種類コード、決裁事項内容、決裁日、決裁減免区分、決裁減免率、減免申請理由内容、減免終了日、減免開始日、申請日、申請減免区分、申請減免率、調査日

時効管理
リンク番号、催告延長期限、入力区分、収納連番、執行停止時効完成日、執行停止時効起算日、時効完成日、時効起算日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名

時効管理履歴
リンク番号、事由発生日、入力区分、処分連番、収納連番、時効事由、時効履歴連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、機能種類コード

納付受託内訳
リンク番号、内訳連番、収納連番、支払期日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、納付受託連番、納付合計額、納付延滞金、納付書番号、納付督促手数料、納付額、納期限

欠損確定
リンク番号、入力区分、収納連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、欠損事由、欠損督促手数料、欠損確定日、欠損種類コード、欠損調定額、確定延滞金

年度別欠損理由
リンク番号、更新ユーザーID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、根拠法令等、欠損年度、欠損理由、欠損理由詳細、活動・調査事項

納付受託
リンク番号、備考、処理拠点コード、券面金額、取消日、取立費用額、受託日、完了日、延滞金区分、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、担当者コード、担当者名、振出人名、振出地、振出日、支払人名、支払地、支払期日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、裁日、消込区分、督促フラグ、納付受託連番、記号番号、証券種類コード

収納連番
ホスト通知書番号、リンク番号、収納連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、期、相当年度、科目、賦課年度、通知書番号

速報
リンク番号、収納連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、発行年度、納付延滞金、納付書番号、納付書番号内連番、納付督促手数料、納付金額、速報データ区分、領収日、領収時刻

督促催告停止
リンク番号、停止種類コード、処理拠点コード、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、督催停止連番、終了日、設定日、開始日

調査予定
リンク番号、備考、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、照会区分、照会文書連番、照会種類コード、登録担当者コード、登録日、調査予定区分、調査予定連番

財産
リンク番号、公売区分、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、詳細区分、調査日、財産種類コード、財産管理区分、財産連番、配当見込区分

財産電話加入権
リンク番号、原簿閲覧日、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、設置場所、財産連番、電話番号

財産動産
リンク番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、財産内容、財産連番

財産不動産
リンク番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、財産内容、財産連番

財産自動車
リンク番号、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、財産内容、財産連番

財産権利者
リンク番号、住所コード、備考、債務者住所、債務者名、債務者郵便番号、債権額、取扱店名、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、権利者区分、権利者番号、種別コード、種別内容、設定日、詳細連番、財産連番

財産無体財産
リンク番号、履行期限コード、履行期限内容、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、第三債務者住所、第三債務者住所コード、第三債務者名、第三債務者郵便番号、財産内容、財産連番、送付先住所、送付先住所コード、送付先名、送付先郵便番号

財産債権
リンク番号、履行期限コード、履行期限内容、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、第三債務者住所、第三債務者住所コード、第三債務者名、第三債務者郵便番号、財産内容、財産連番、送付先住所、送付先住所コード、送付先名、送付先郵便番号

法定納期限等
リンク番号、入力区分、処理拠点コード、収納連番、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、法定納期限等、設定日

処分充当内訳
リンク番号、充当連番、内訳連番、収納連番、延滞金、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、督促手数料、納期限、累計収納額、累計延滞金、累計督促手数料、調定額

納期限変更
リンク番号、備考、処理拠点コード、変更後時刻、変更後納期限、文書番号、文書番号年、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、発行日、納期限変更連番、起案日

執行停止
リンク番号、代表者名、住基登録区分、住所、住所コード、処理拠点コード、勤務先名、名称、名称カナ、執行停止理由、執行停止要件コード、執行停止連番、文書番号、文書番号年、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、法人登記有無、照会先自治体コード、生年月日、解除日、起案日、転出先住基有無、転出先住所、転出先方書、転出先除票日、転出先除票理由コード、郵便番号、除票日、除票理由コード、電話番号

処分
リンク番号、事件番号、事件番号区分、事件番号年度、住所、住所コード、備考、処分リンク番号、処分種類コード、処分連番、処理拠点コード、受付日、受付番号、受付番号区分、名称、名称カナ、執行機関番号、差押日、文書番号、文書番号年、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、法務局番号、破産手続開始日、破産管財人番号、職氏名番号、解除処分連番、解除区分、解除日、解除理由、解除理由内容、財産種類コード、起案日、郵便番号

処分充当
リンク番号、備考、充当連番、処分連番、受入金額、延滞金計算フラグ、延滞金計算日、文書番号、文書番号年、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、残余金、残余金計算値、決裁日、消込区分、督促フラグ、種目内容、起案日

猶予
リンク番号、処理拠点コード、受付日、受付番号、受理日、担保提供コード、担保提供内容、担保種類コード、文書番号、文書番号年、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、法務局番号、猶予事由、猶予種類コード、猶予連番、申請日、終了日、許可区分、起案日、開始日

猶予保証人
住所、保証人リンク番号、名称、名称カナ、手入力フラグ、方書、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、猶予連番、便番号、電話番号

号、電話番号

催告発送管理
リンク番号、催告タイトル、催告書等連番、催告連番、印刷日、対象連番、延滞金、担当者コード、指定期限、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、未納額、枚数、発送日、督促手数料、約束連番、経過記録連番、経過記録連番2、送付先住所、送付先名、送付先郵便番号

承継
リンク番号、備考、処理拠点コード、承継種類コード、承継連番、指定納期限、文書番号、文書番号年、更新ユーザID、更新日時、更新画面ID、更新端末名、決裁日、相続財産評価額、相続開始日、納付場所、起案日

Ⅲ　リスク対策　※（7．②を除く。）

1．特定個人情報ファイル名	
（5）滞納整理ファイル	
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク：　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・滞納情報の基となるデータは、目的とする住民基本台帳情報、保険料情報に限定している。 ・財産調査等の実施に当たっては、非対象者の出力ができない。 ・その他、特定個人情報の取扱いに関しては、厚木市セキュリティポリシーに準ずる。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・届出内容や本人確認書類（身分証明等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・システム利用ユーザ（職員）を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。	
3．特定個人情報の使用	
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜滞納整理システム（宛名管理機能）における措置＞ ・個人番号関連業務以外は個人番号にアクセスできないよう、個人番号を宛名情報（4情報）とは物理的に分けて管理しており、番号利用事務（システム）以外では、アクセスできないようにしている。 ＜滞納整理システムにおける措置＞ ・番号利用業務以外の部門（条例に規定されていない業務も含む）における照会では、操作権限により、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。また、滞納整理システムに対して、不要なアクセスができないよう、適切なアクセス制御対策を実施している。 ・システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・滞納整理システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[　行っている　]　＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	＜滞納整理システムにおける措置＞ ・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。 ・システムを利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。

その他の措置の内容	・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的(四半期に1度)に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。 ・滞納整理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、操作者がどの個人に対して照会・異動を行ったかまで監査証跡(ログ)の記録を行っているほか、自動実行等による処理についても、同様に監査証跡(ログ)の記録を行っている。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・端末を来庁者から見えない位置に置いている。 ・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。 ・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は裁断等を行っている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない

リスク:　委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[　　定めている　　]　＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
	規定の内容	業務仕様書に機密の保持及び個人情報保護に関する次の事項を規定し、誓約書を徴収している。 ・目的外利用、第三者への提供・閲覧、複製の禁止。 ・業務上知り得た情報の秘密保持。 ・契約図書に規定された事項の遵守。 ・賠償責任の明確化。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保		[　特に力を入れて行っている　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
	具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他の措置の内容		―
リスクへの対策は十分か		[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・業務従事者には、情報管理者が研修を実施している。 ・定期的に、業務従事者のアクセスログを確認し、目的外使用のないことを確認している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	依頼書で特定個人情報の目的を明確にさせ、目的外の利用を禁止している。	
その他の措置の内容	総括管理する部署でアクセス権限を制御しているため、権限のない職員が独自で使用することがないよう制限している。	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		

リスクに対する措置の内容	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ ・団体内統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録を実施することにより不正な提供等を防止する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[　特に力を入れている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク:　特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[　特に力を入れて行っている　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
その内容	―

	再発防止策の内容	―
その他の措置の内容		＜ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP（「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける物理的対策の措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける技術的対策の措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か		［　　特に力を入れている　　］　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監視（ログ運用）を行っている。

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	

10. その他のリスク対策
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(6)宛名管理ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		国民健康保険に加入する者及び過去に加入していた者が属する世帯の世帯主、世帯員
	その必要性	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の事務を適正に実施するため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　(　口座情報、送付先情報、公金受取口座情報　)
	その妥当性	個人番号:国民健康保険に加入している者及び過去に加入していた者が属する世帯の世帯主、世帯員の個人を正確に特定し、公平・公正に事務を実施するために保有する。 その他識別情報(内部番号):宛名番号を保有する。 4情報:国民健康保険料の資格、賦課、徴収及び給付に係る送付先等を把握し、管理するために保有する。 連絡先:国民健康保険料の賦課徴収のための連絡手段として保有する。 その他住民票関係情報:納付者と配偶者及び扶養者との関係を把握するため保有する。 その他(口座情報、送付先情報):国民健康保険料の引き落とし口座の把握や通知の送付先を設定、管理等をするために保有する。 公金受取口座情報:支給先の口座情報を把握するために保有する
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③使用目的 ※		個人番号、その他識別番号を使用し、国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	国保年金課
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
⑤使用方法		国民健康保険の資格・賦課・徴収・給付事務の対象となる者の住民基本情報（氏名・住所・生年月日・性別等）を宛名管理システムから連携して適正に事務を執行する。
	情報の突合	国民健康保険の資格、賦課、徴収及び給付のために、個人番号及びその他識別番号を使用し、名寄せを実施する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		宛名管理システムの運用保守委託	
①委託内容		宛名管理システムの運用保守委託	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本電気株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。	
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[　] 提供を行っている　（　　）件　[　] 移転を行っている　（　　）件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[　　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　[　] 専用線 [　] 電子メール　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<厚木市における措置> ・当市では宛名管理ファイルを磁気ディスクで調整しており、以下に示した条件を満たしているサーバー内にデータとして保管している。 ・サーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された人だけが入場できる場所にサーバーを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可（処理権限の付与)、監査（ログ運用）を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次に満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内のデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存されている。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

(6)宛名管理ファイル
項目名

1 宛名番号、2 個人法人区分、3 照会キー、4 履歴番号、5 住民種別CD、6 住記外国人住民状態CD、7 住民状態CD、8 世帯番号、9 世帯主氏名、10 世帯主氏名カナ、11 住記外国人続柄CD、12 続柄CD、13 混合世帯番号、14 混合世帯続柄CD、15 住所_住所区分、16 住所_自治省CD、17 住所_全国大字CD、18 住所_区CD、19 住所_大字CD、20 住所_番地CD、21 住所_枝CD、22 住所_方書CD、23 住所_住所名、24 住所_方書名、25 住所_郵便番号、26 住所_行政区、27 氏名法人名称、28 支店名称、29 部署名称、30 氏名法人名称カナ、31 支店名称カナ、32 部署名称カナ、33 外国人漢字氏名、34 外国人漢字氏名カナ、35 AL氏名、36 AL氏名カナ、37 旧氏名、38 旧氏名カナ、39 通称名、40 通称名カナ、41 併記名、42 法人区分、43 法人格挿入位置区分、44 本支店区分、45 代表法人番号、46 法人整理番号、47 法人設立年月日、48 法人設立届出年月日、49 法人廃止年月日、50 法人廃止届出年月日、51 特徴事業所該当区分、52 特徴指定番号、53 代表特徴法人番号、54 特徴納期特例区分、55 特徴徴収区分、56 特徴納入書区分、57 指定事業者CD、58 生年月日、59 性別CD、60 住民年月日、61 住民届出年月日、62 住民事由CD、63 住定年月日、64 住定届出年月日、65 住定異動事由CD、66 住定処理区分、67 市外前住所_住所区分、68 市外前住所_自治省CD、69 市外前住所_全国大字CD、70 市外前住所_大字CD、71 市外前住所_番地CD、72 市外前住所_枝CD、73 市外前住所_方書CD、74 市外前住所_住所名、75 市外前住所_方書名、76 市外前住所_郵便番号、77 前住所_住所区分、78 前住所_自治省CD、79 前住所_全国大字CD、80 前住所_区CD、81 前住所_大字CD、82 前住所_番地CD、83 前住所_枝CD、84 前住所_方書CD、85 前住所_住所名、86 前住所_方書名、87 前住所_郵便番号、88 前住所_行政区CD、89 本籍_自治省CD、90 本籍_全国大字CD、91 本籍_大字CD、92 本籍_番地CD、93 本籍_枝CD、94 本籍_住所名、95 本籍_郵便番号、96 筆頭者、97 住なく年月日、98 日頃フラグ、99 住なく届出年月日、100 住なく事由CD、101 転出先住所_住所区分、102 転出先住所_自治省CD、103 転出先住所_全国大字CD、104 転出先住所_番地CD、105 転出先住所_枝CD、106 転出先住所_住所名、107 転出先住所_方書名、108 転出先住所_郵便番号、109 転出先住所_行政区CD、110 転出予定年月日、111 転確年月日、112 世帯区分、113 国籍CD、114 上陸年月日、115 外国人住民年月日、116 第30条45規定区分、117 在留資格CD、118 在留期間_自、119 在留期間_至、120 在留期間、121 在留期間等年、122 在留期間等月、123 在留CD等番号、124 在留CD等番号区分、125 交付年月日、126 有効期間等、127 住民票CD、128 住民票作成年月日、129 住民票作成事由CD、130 外国人登録番号、131 連絡先電話番号、132 更新区分、133 異動事由CD、134 登録年月日、135 異動年月日、136 届出年月日、137 業務処理年月日、138 発行停止区分、139 宛名区分、140 個人事業所該当区分、141 住登外世帯番号区分、142 論理削除区分、143 論理削除年月日、144 氏名半角区分、145 未作成外字フラグ、146 最初登録業務CD、147 印鑑履歴番号、148 印鑑登録有無区分、149 印鑑登録番号、150 登録番号発生連番、151 印鑑登録年月日、152 印鑑廃止年月日、153 印鑑登録事由CD、154 印鑑廃止事由CD、155 介護履歴番号、156 介護被保険者番号、157 介護資格区分、158 介護取得年月日、159 介護喪失年月日、160 介護新規認定開始日、161 介護認定期間満了日、162 国保履歴番号、163 国保番号、164 国保資格得喪区分、165 国保資格区分、166 国保取得異動年月日、167 国保取得異動事由CD、168 国保喪失異動年月日、169 国保喪失異動事由CD、170 国保退職該非区分、171 国保退職区分、172 国保退職扶養関係番号、173 国保退職該当年月日、174 国保退職該当事由CD、175 国保退職非該当年月日、176 国保退職非該当事由CD、177 国保退職本人個人番号、178 国保学遠区分、179 国保学遠解除予定日、180 国保資格証明発行区分、181 国保続柄CD、182 児童履歴番号、183 児童資格区分、184 児童開始年月、185 児童終了年月、186 就学情報、187 選挙情報、188 年金番号、189 年金種別CD、190 年金取得年月日、191 年金喪失年月日、92 年金変更年月日、193 年金得喪区分、194 年金受給区分1、195 年金受給者番号1、196 年金受給区分2、197 年金受給者番号2、198 年金受給区分3、199 年金受給者番号3、200 後期履歴番号、201 後期被保険者番号、202 後期取得事由、203 後期取得年月日、204 後期喪失事由、205 後期喪失年月日、206 後期保険者番号開始日、207 後期保険者番号終了日、208 DV支援情報、209 共有代表者宛名番号、210 共有分割CD、211 共有構成員不詳区分、212 共有外人数、213 共有備考、214 名寄先宛名番号、215 名寄せ備考、216 取得先宛名番号、217 処理年月日、218 処理時刻、219 更新者職員番号、220 制度個人番号、221 団体内統合宛名番号、222 法人番号、223 公金受取口座情報

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名		
（6）宛名管理ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク：　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	宛名管理ファイルの特定個人情報については、先述の各特定個人情報ファイルにおいて入手した情報と連携されるため、本項は「各特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおける、Ⅲリスク対策」－「2.特定個人情報の入手」－「リスク1」の該当項目に記載されている措置と同等の対策が講じられている。	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・システム利用ユーザ（職員）を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	宛名管理システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないように、番号利用事務（システム）以外で個人番号での検索を行うことはできない。また、番号利用事務（システム）以外では個人番号は画面表示されない。	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えないように対策を実施している。 ・システムを利用できる端末をシステムで管理することにより、不要な端末からの利用ができないような制限を実施している。 ・認証パスワードについては、現在有効であるか、適切なパスワード値であるか否かをシステムでチェックしている。有効期限までに変更を行わない場合は、対応するユーザIDが失効される。	
その他の措置の内容	・ユーザIDやアクセス権限については、情報システム部門が定期的（四半期に1度）に確認を実施し、不要となったIDや権限を変更又は削除している。また、人事異動等の場合も不要となったIDや権限を変更又は削除している。	

リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・端末を来庁者から見えない位置に置いている。 ・窓口対応終了時は必ずログアウトしている。 ・画面のハードコピーは必要最小限とし、処理完了後は裁断等を行っている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　]委託しない

リスク:　委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
規定の内容	・委託業務を遂行する目的以外に使用しないこと。 ・特定個人情報の閲覧者、更新者を制限すること。 ・特定個人情報を第三者に提供することが認められないこと。 ・利用するユーザIDを第三者に提供しないこと。 ・必要に応じて、委託先の視察、監査を行うことができること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　4）再委託していない
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	―	
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
―

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない（入手）　[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知		[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
	その内容	―	
	再発防止策の内容	―	

その他の措置の内容	＜ガバメントクラウドにおける物理的対策の措置＞ ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜ガバメントクラウドにおける技術的対策の措置＞ ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける物理的対策の措置＞ ①中間サーバー･プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ＜中間サーバー･プラットフォームにおける技術的対策の措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
リスクへの対策は十分か	[　　特に力を入れている　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・監視カメラを設置してサーバー設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバー設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォール、IDP/IPSを導入している。 ・保管期間を過ぎたデータについては、当市の判断において、適宜削除を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	・情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となり得る。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①IPA（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び随時（新規要員着任時）実施することとしている。	

10. その他のリスク対策
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	厚木市 市民福祉部 国保年金課 国保保険料係 住　　所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2122
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年7月7日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	